

月刊 東洋療法

2023 4.1発行 348

公益社団法人 全日本鍼灸マッサージ師会

インボイス制度について

インボイス制度とは、令和5年10月1日から開始される、消費税の仕入税額控除に関するルールを定めた制度で、具体的には売り手が買い手に対して、「適用税率」や「登録番号」、「消費税額等」を記載した請求書（インボイス又は適格請求書と言います）を交付して、買い手はそれを保存するという新しい制度です。

ここが変わる！

消費税の納付税額は、売上の際に預かった消費税額から、仕入や経費の支払の際に支払った消費税額を差し引いて計算しますが、この仕入や経費の支払の際に支払った消費税額を差し引くことを仕入税額控除といいます。制度開始前は、仕入先等が発行した単なる請求書があれば仕入税額控除を受けられましたが、制度開始後は、仕入先等が発行したインボイス（＝適格請求書）がなければ仕入税額控除を受ける事ができなくなります。

仕入税額控除ってなに？



▶ **納付する消費税額の計算方法**

$$\text{売上げの消費税額 (売上税額)} \overset{\text{マイナス}}{-} \text{仕入れや経費の消費税額 (仕入税額)} = \text{納付する税額 (納付税額)}$$

差し引く計算が **仕入税額控除** → **仕入税額控除にはインボイスの保存が必要** → **インボイスがなければ仕入税額控除できない**※

※ 一定期間、経過措置が設けられています

～ めいぐるみ取引の流れ (イメージ) ～

 仕入先 (材料業者) 7,700円 (うち10%相当分* ①700円) ※ 取引対価×10/110 納付税額 ①=700円	→	 当社 (製造業者) 11,000円 (うち10%相当分* ②1,000円) 納付税額 ②-①=300円	→	 売上先 (小売業者) 14,300円 (うち10%相当分* ③1,300円) 納付税額 ③-②=300円 ※インボイスがなければ②が0円
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

インボイス（＝適格請求書）を発行できる事業者になるには？

適格請求書発行事業者になる必要があります。
 具体的には、納税地を所轄する税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出する事により、適格請求書発行事業者になる事ができます。
 適格請求書発行事業者には「登録番号」が付与されますので、この「登録番号」と、「適用税率」、「消費税額」を記載した請求書がインボイス（＝適格請求書）となります。
 ※令和5年10月1日のインボイス制度の開始にあわせて登録を受けるための申請期限は、令和5年9月30日です。

課税事業者になる！

適格請求書発行事業者になると、同時に消費税の課税事業者になります。

通常、基準期間の課税売上高が1,000万円以下の場合は消費税の免税事業者となりますが、適格請求書発行事業者になる事を選択すると、消費税の課税事業者となり消費税の納税義務が発生します。

登録を受けるかどうかって、どう判断したらいいの？



売上先からインボイスの交付を求められるか、検討・確認をしてみましょう

- 課税事業者である売上先は、仕入税額控除のため、あなたが交付するインボイスが**必要**です
- 課税事業者であっても**簡易課税制度を選択**している売上先は、インボイスが**不要**です
- 消費者、免税事業者**である売上先は、インボイスが**不要**です

登録を受けた場合と受けなかった場合について、考えてみましょう

- 登録を受けた場合は、インボイスが交付でき、課税事業者として消費税の申告が必要です
- 登録を受けない場合は、インボイスを交付できませんが、課税事業者となる必要はありません
なお、売上先は、経過措置期間は仕入税額の一部が控除できます（経過措置終了後は控除できません）
- 必要に応じて、取引先（売上先や仕入先）と取引条件の見直しを相談するなど検討しましょう
また、逆に、取引先から相談を受ける場合もあり得ます

◆ **登録を受けるかどうかは事業者の任意です**

鍼灸マッサージ治療院を営んでいる皆さんにとっての影響は？

<お金をもらう場合の影響>

○制度開始前から消費税の課税事業者の場合
制度開始による影響はありません。

○制度開始前は消費税の免税事業者で、適格請求書発行事業者になる事を選択しない場合

例えば、プロのスポーツ選手がお客様の場合、治療院での施術代をメンテナンス費用等として必要経費に計上する事があります。この場合、皆さんが適格請求書発行事業者でなければそのお客様は仕入税額控除を受ける事ができません。このような場合に考えられる影響としては、適格請求書発行事業者でない事を理由に、消費税分の値引きを要求されるかもしれません。

○制度開始前は消費税の免税事業者で、適格請求書発行事業者になる事を選択する場合

消費税の課税事業者になり、消費税の納税義務が発生します。

※免税事業者だった事業者が適格請求書発行事業者を選択する場合、消費税の納税額を売上に対する消費税額の2割に軽減する措置が設けられています（最長3年間）。

<お金を払う場合の影響>

○消費税の課税事業者の場合

例えば皆さんが毎月家賃を支払っている場合、その家賃を受け取る大家さんが適格請求書発行事業者でなければ、支払った家賃について仕入税額控除を受けられません。

○消費税の免税事業者の場合

制度開始による影響はありません。

経過措置があります

インボイス制度開始から一定期間は、適格請求書発行事業者以外からの課税仕入れであっても、一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。

○令和5年10月1日から令和8年9月30日までは仕入税額相当額の80%

○令和8年10月1日から令和11年9月30日までは仕入税額相当額の50%

（顧問税理士：吉田邦彦税理士事務所 吉田邦彦）

役員選任に関する告示

令和5年度任期満了に伴う本会の役員(理事及び監事)の選任については、公益社団法人全日本鍼灸マッサージ師会定款第16条、第24条、第25条の規定及び役員選任に関する規程に基づき、下記のとおり実施することをここに告示する。

1、選任の方法と投票

役員を選任については、選挙管理中央委員会が候補者を募り、令和5年5月28日(日)の定時総会において代議員の郵送投票を開票し、選任、これを決議する。代議員による郵送投票の受付期間は、令和5年5月15日(月)～5月26日(金)17時必着とする。

2、立候補の資格について

- (1)立候補できる会員資格は正会員に限る。
- (2)理事及び監事に同時に立候補することはできない。
- (3)代議員は辞任した後でないで立候補することができない。
- (4)選挙管理委員は候補者や推薦者になることができない。

3、立候補の届出方法

- (1)所定の立候補届出書に、理事については10名以上、監事については複数名の正会員の推薦者を記入し届け出るものとする。(立候補届出書は、選挙管理中央委員会より取り寄せること)
- (2)立候補者は、選挙広報の原稿を800字以内(データ)にて選挙管理中央委員会へ提出のこと。

4、立候補届出期間

- (1)4月4日(火)～4月17日(月)とする。
立候補届出書は、4月17日(月)までに全鍼師会会館内の選挙管理中央委員会へ提出すること。提出は、書留郵便、メールいずれでも可能だが、4月17日(月)までに必着のこと。
選挙広報の原稿は、4月17日(月)までに、データをメールにて選挙管理中央委員会へ提出すること。

5、立候補者氏名の公表

立候補者氏名は5月1日発行月刊東洋療法に掲載する。尚、立候補者の氏名・住所・所属師会及び推薦者一覧と投票用紙は、5月12日(金)迄に代議員へ郵送する。

6、選挙運動期間

候補者の選挙運動期間は5月15日(月)から5月23日(火)までとする。

7、選任結果の発表と公表

6月1日(木)に本会のホームページ及び7月1日発刊の月刊東洋療法に公表する。

8、その他

役員(理事及び監事)の選任に関することは、全鍼師会会館内の選挙管理中央委員会へお問い合わせ下さい。
(TEL 03-3359-6049) (E-mail zensin@zensin.or.jp)

以上

令和5年4月1日

公益社団法人全日本鍼灸マッサージ師会
選挙管理委員長 増田 淳

令和5年度 定時総会開催のお知らせ

定時総会を下記の通り開催いたしますので、任期中の代議員各位のご出席(※ハイブリッド形式)をお願い申し上げます。代議員には別途ご案内文書をお送りしますので、出欠等については必ず期日内にご回答下さいますようお願いいたします。(事務局)

- 日 時 令和5年5月28日(日) 11時～15時 ※受付開始10時30分～
- 場 所 BIZ新宿(新宿区立産業会館) ※ハイブリッド形式
〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-8-2 (※地下鉄丸ノ内線「西新宿駅」出口2より徒歩5分)
- 内 容 ・令和4年度事業報告・決算報告、令和5年度事業計画・予算、地方提出議案等
(役員選挙含む)

【参考】連盟総会、協同組合総代会も同日同会場で開催予定です。

施術費助成制度Ⅵ 訂正

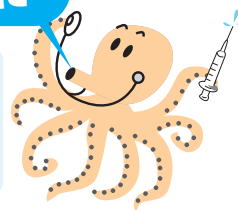
月刊東洋療法347号(3月号) 全国のはり・きゅう・マッサージ施術費助成制度Ⅵ【愛媛県から高知県編】において愛媛県 西条市、今治市、大洲市の制度内容に誤りがありましたので訂正してお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。(広報IT委員会)

市区町村	制度内容
西条市	国民健康保険被保険者、後期高齢者医療被保険者 はり・きゅう 1術初検料1,610円 2術初検料1,660円 1術1,540円 2術1,580円 初月15回、2月目以降10回
愛媛県 今治市	国民健康保険被保険者 はり・きゅう 1術初回2,610円 2術初回2,860円、 1術1,170円 2術1,360円、小児針540円 初月15回、2月目以降10回 後期高齢者医療被保険者 はり・きゅう 1術1,170円 2術1,360円 月10回 マッサージ 1,000円 年6回 満70歳以上 マッサージ 1,000円 年6回
大洲市	国民健康保険被保険者、後期高齢者医療被保険者 はり・きゅう 1術1,000円 2術1,300円 月10回

Dr. タコのお気軽クリニック

認知症にならないために

ご家族が認知症になったら、も心配ですが、自分が認知症になるのも怖いですが、なにしろ、そうになったら自分でもわからないと思うのですから。認知症の治療薬が開発されたというニュースが話題になっていますが、自分でできる対策もたくさんあります。



ただの物忘れでなく、食事したことを忘れて、妄想めいた言動がおかしいと家族が感じたりする場合は、認知症を来している可能性が高くなります。歳だからと諦めず、まず一度は病院で器質的疾患(明らかな原因となる病気)を除外しましょう。

治療可能な認知症の原因としては、転倒後に徐々に発症する慢性硬膜下血腫(頭蓋内に血の塊ができて脳を圧迫して機能低下をきたす)があります。遅れて徐々に発症するため、気づかないことも多く、転倒したこと自体を本人が覚えていないこともあります。頭部の画像検査で診断できるので、一度は脳神経外科に相談してみましょう。

また甲状腺機能低下症などの病気が認知症に見えることがあり、うつ病の症状の場合もあります。画像で異常ないといわれた場合でも機能検査もあり、痴呆の度合いを測る簡単なテストがあります。

薬の副作用も考慮しなければなりません。高血圧の場合、自宅ではじつは血圧が下がりがちです(外来だけ高い白衣高血圧など)。血圧低下が意欲低下に見えることがあるので、家庭でも血圧を測りましょう。

十分な睡眠が取れている(むしろ昼間も眠りすぎ)のに習慣で睡眠薬や安定剤を飲み続けているのも問題ですね。若い頃飲み始めても、加齢で代謝が落ちるので薬の減量が必要になることもあります。老人ホームに入所されている方で、日中から傾眠がちと、睡眠薬や精神安定剤を減量したら、非常に元気になる方もいらっしゃいます。

もう歳なんだからなにもしないで、と決めつけて放置するのもよし悪しです。転倒を怖がるあまり家にこもると、筋力と気持ちが委縮してしまいます(廃用症候群)。日中独居でTVを観ていても、脳の機能は維持できないですよ。

健康的な生活習慣(喫煙をしない、飲酒をしない、健康的な食事、定期的な運動、活発な認知活動と社会的接触を組み合わせる)は、記憶力低下の進行を遅らせることが報告されました。「太陽光・笑い・良眠・ウォーキング」には抗うつ作用があることも証明されています。趣味や特技

を生かせる環境と仲間を持ち、外に出ましょう。コロナ禍で縮小してしまいましたが、これから地元のお祭りやご近所付き合いが復活していくことを期待したいです。

高齢者の運転免許更新も厳しくなっていますが、田舎では車は大事な交通手段です。危ないからと取り上げる発想ばかりでなく、運転の生きがいや喜びを維持するという発想も大事にしたいですね。

高血圧や糖尿病がある場合はその治療が大事です。脳血管の動脈硬化はもちろん認知症の大きな原因です。ただし血糖値の下がりすぎ(低血糖)も意識レベルの低下を招き認知症を悪化させる可能性があるため注意が必要です。

すっかり悪者扱いのコレステロールですが、あまり低すぎても死亡率が上がります。肉類の不足がうつ状態の一因となることもあります。無理な減量や偏った健康法でなく、多くの品目をよくかんで腹八分に食べましょう。

サプリメントなども根拠が怪しいものや高価な健康食品を漫然と買わずに、本当に有効なものを長く続けましょう。ビタミンC・Eにもある程度の予防効果が報告されています。

認知症というと高齢者の問題と捉えがちですが、若年型認知症や、最近問題の「スマホ認知症」という概念もあります。若い世代も漫然とスマホに依存していると認知症に似た症状を発症することがあるのです。

痴呆から認知症と名称が変わると「病気だから治療できるはずだ」というふうになりがちです。全て違うとは言いませんが、アンチエイジングの試みと同じく、それだけに没頭せずに、今の自分があるがままに「認知」し受け入れることは決して敗北ではないと思うのです。

人生100年時代、というキャンペーンに振り回されずに、自分らしい日々を楽しんでいただきたいというのがタコの結論なのでした。

Dr. タコ 昭和40年生まれ、慶應義塾大学医学部卒。
田んぼに囲まれたふるさとで診療する熱き内科医。

医者いらす

健康長寿
処方箋 110



健康科学研究所所長・大阪市立大学医学部名誉教授 井上正康

井上正康先生は、癌や生活習慣病を「活性酸素」やエネルギー代謝の観点と、地球や生命の歴史という大きな視野で研究されている国際的研究者です。現在、多くの府県医師会主催の公開講座で講演され大好評を博しています。ぜひ貴師会でも!!
ご連絡はURLより。<http://www.inouemasayasu.net>

~~~~~

新型コロナのパンデミック騒動が始まって4年目になるが、大半の国々は既に日常生活を取り戻している。初期の武漢型コロナ株による日本や東アジアでの被害は欧米より遥かに少なかったが、それは我々がロシア風邪以来130年間も冬風邪の旧型コロナに曝され続けて免疫記憶を持っていた事に加え、多数の無症候性感染者が中国から春節で日本や近隣諸国へ旅行した事により集団免疫が確立されていた為である事が判明している。特に日本は新型コロナ自体による初期被害は世界一少なかったが、情報鎖国状態でメディアや御用学者に煽られて政府が非科学的政策を暴走させ、残念ながら、マスク装着率世界一、ワクチン接種率世界一、感染率も世界一で一人負けしてしまった。流石にこの状況は国民にバレると思っただけで、ダブルスタンダードでマスク装着を演出してきた岸田首相も周回遅れで「脱マスク宣言」を行い、5月連休明けに感染症法上の分類を「5類に格下げすること」を決めた。しかし、『政府のマスク不要宣言』の後でも通勤や会社でマスクを外せない日本人が圧倒的多数を占めている。この傾向はテレビや新聞しか見ない大人や地方でより顕著である。メディアに刷り込まれた「コロナ恐怖症」が如何に深刻であるかが伺われる。新型コロナが5類に格下げられる5月連休明けは岸田首相が広島でG7サミットを開催する直前であり、この会議で今後の日本の命運を決める重要議題が討議される予定である。このような状況を踏まえて、新型コロナの医学的特色とその脱出口として準備されていたmRNAワクチンの実像を紹介したい。

実は、130年前にパンデミックとなり約100万人が亡くなった「ロシア風邪」の病原体が「元祖コロナウイルス」であった。当時はロクな医薬や有効なワクチンもなかったが、何故かロシア風邪は第1波で自然に収束した。それ以降は突然変異を繰り返しながら「旧型コロナ」として130年間も我々と共存してきたのである。多くの日本人が冬に罹っていた「風邪」の約30%は旧型コロナによるものであった。新型コロナと旧型コロナは遺伝的に約50%の類似性を有するコロナウイルスの仲間である。それが2019年の秋に突如としてパンデミックとなった。この新型コロナの誕生に関しては、自然発生説や人工ウイルス説など、様々な憶測が議論されている。新型コロナの遺伝子配列が中国のキウガシラコウモリの配列と酷似している事から、当初は「武漢の海鮮市場で売られていたコウモリから人に感染して広がった」と説明されていた。しかし、この海鮮市場ではコウモリを販売していた事実はなく、この感染騒動を鎮圧する目的で最初に武漢に駆けつけたのは中国共産党の生物兵器研究者であった。この街には危険な病原体を研究するためのP4施設を有する武漢ウイルス研究所があった。この研究所はオバマ政権時代に米国やフランスなどが支援して開設されたものである。ゲノム科学の専門家達の間では、「新型コロナが自然発生したウイルスである可能性は限りなく低い」と考えられている。その代表者はエイズウイルスの発見でノーベル賞を受賞したフランスのモンタニエ博士であり、早い時期から「武漢ウイルスの実態や遺伝子ワクチンの危険性」に関して警鐘を鳴らしてこられた。日本の著名な研究者も、「新型コロナは人工ウイルスである。この見解が間違っていればノーベル賞を返還してもよい」とまで述べている。更に、「初期の武漢型幹コロナ株から発生したとされている変異株のオミクロンでは、スパイクに32箇所の変異が存在し、プラス荷電のアミノ酸が7個も増加している。通常、このような変異パターンは自然界では起



## 「新型コロナウィルスの機能獲得実験」



こりにくいと考えられている。これらの事実から、筆者も新型コロナが人工ウイルスである可能性が高いと考えていた。

しかし、このような議論はNatureやScienceなどの学術論文に掲載されることは極めて稀である為、その様な事を迂闊に口にすると「怪しげな言説を吹聴する陰謀論者」とのレッテルを貼られ、医学者としての信用を抹殺される可能性が高い。その為に、これまでは慎重に言葉を選びながら「新型コロナの特色や遺伝子ワクチンの危険性」などに関する情報を発信してきた。YouTubeなどでは新型コロナや遺伝子ワクチンに関する発言はタブーとされており、その歴史的な事実を述べてもすぐに削除される状況である。これはTwitterも同様であり、米国のトランプ大統領のアカウントが永久凍結されたことは広く知られている。米国の一民間企業に過ぎない組織が同国の大統領の言論を封殺する事は極めて異常な現象である。しかし、昨年イーロンマスクがTwitter社を買収して言論統制を行っていた社内の倫理的違反者を調べて解雇し、過去の活動内容を精査した。その結果、トランプ大統領のアカウントの永久停止や不都合なワクチン情報を削除する為に様々な圧力があつたことが判明した。それと同時にファイザー社の内部告発者の発言や取材などで、同社がウイルスの機能獲得試験と人工的新株ウイルスに対するmRNAワクチンを開発していた事実などが明るみに出てきた。新規開発されたmRNAワクチンは、機能獲得試験で人工的に造られた変異株のスパイクに対応する遺伝子構造を有しているのである。

最近になり、米国議会や大手メディアなどで「今回のパンデミックに関しては、当初から米国の国防総省が軍事問題として陣頭指揮し、ファイザー社やモデルナ社へ遺伝子ワクチンの開発注文を行ない、協力した製薬企業に全面的な免責を与えていた事」などが報道され始めた。これと関連し、米国議会小委員会の公聴会で、疾病管理予防センター(CDC)のロバート・レッドフィールド元所長が「国立衛生研究所(NIH)のアンソニー・ファウチ博士が武漢研究所でのウイルス機能獲得研究(gain-of-function)に対して米国の公的資金を提供していたことは疑問の余地がない。そこで作成された新型コロナウィルスが漏出してパンデミックとなった可能性が極めて高い」と語った (<https://twitter.com/i/web/status/1633882887601651713...>、<https://youtube.com/live/aXXWRaM-sWQ?feature=share...> via : Mar 10, 2023)。

実は、「オバマ政権時代にファウチ博士を介して米国のCDCやNIHなどの公的資金が武漢病ウイルス研究所での『ウイルス機能獲得実験』に使用され、新型コロナの誕生には米国も重要な役割を担っていたのである。今回のパンデミック騒動や安全性不明の遺伝子ワクチンの半強制的接種の背景には米英独仏や中国を含むグローバルな巨大利権集団が関与し、人類史上例を見ない薬害犯罪を暴走させた事が白日の元に晒されつつある。また、米国防総省が最初から新型コロナや遺伝子ワクチンを陣頭指揮していた事実は、両者が『生物兵器』として利用されている可能性を示唆する。病原体の有毒スパイクを分解されにくい修飾mRNAで体内産生させるワクチンの設計図は根本的ミスであり、如何なる病原体に対しても用いてはならない。しかし、その専用産生工場が津波で無人化した福島南相馬市に建設中であり、本年夏にはフル稼働する予定である。人為的パンデミックのセット商品となる生物兵器のmRNAワクチン専用工場が世界で初めて日本に建設される事実を大半の国民は知らない。

# 土地に関する法律の改正について(その5)

顧問弁護士 井上雅人



前回は、不動産を相続した場合の相続登記の義務化について説明しました。今回は、住所や氏名が変わったときの変更登記申請の義務化や、遺産分割のルールの変更などについてお話しします。

1 不動産登記簿(登記事項証明書)には、「権利部(甲区)(所有権に関する事項)」と書かれた欄があり、そこにはその不動産をもっている人(所有者)の情報として住所と氏名が記載されています。所有者が転勤等で住所を変更したり、婚姻による氏の変更等があったときは、登記簿の住所や氏が実際の住所や氏と一致しない状態になります。このような場合、住民票や運転免許証、クレジットカードなど実生活に直結するものについては比較的速やかに住所変更手続をしても、不動産の登記簿の住所変更までしておこうと思いつく人は少ないと思います。実際にこれまでは住所等を変更しても、その登記をするか否かは任意で、変更をしなくても特に不利益はなかったため、長期間放置された状態になっているものが増えてきました。そのような状況を止めて、所有者不明の不動産の発生を防止するため、令和3年に改正された不動産登記法では、住所や氏名を変更してから2年以内に変更登記の申請をすることが義務付けられました(76条の5)。正当な理由がないのに申請を怠った場合には5万円以下の過料に処せられる場合があります(「過料」については前回の説明どおりです)。この住所や氏名の変更登記の義務化は、令和8年4月までに施行されることになっており、現時点ではまだ施行日は決まっていません。この義務化は、施行日以降の住所等の変更には当然適用されますが、施行日より前の変更にも適用されます。例えば、令和4年4月1日に住所を変更したAさんが、住所変更の登記をせずにそのままにしてあった場合で、この改正法が令和8年4月1日に施行されたとすれば、Aさんは、改正法の施行日から2年以内に住所の変更登記手続をとらなければならないこととなります。

なお、DVやストーカー被害者の中には、加害者に住所を知られると生命・身体に危険が及ぶ場合もあります。そのような場合であっても、住所変更の登記義務はありません。ただし、これらの人の安全確保のために、予め申し出しておくことで、登記官が登記簿を発行する際に、現住所に代わる事項を記載して発行してもらえる制度が令和6年4月1日から施行されることになっています。「現住所に代わる事項」としては、委任を受けた弁護士の事務所の住所や、被害者支援団体の住所、法務局の住所などが考えられています。

2 所有者不明土地解消に向けた法整備の中で、もう一つ身近なものとして、遺産分割制度の見直しがあります。相続人が複数いる場合に、現行法では、いつまでに遺産分割の

協議をしなければならないという期間制限はありません。長期間(数十年)放置していても特段の不利益はないので、特に経済的価値の乏しい不動産だけが相続財産であるような場合には分割協議をしようというインセンティブが働かない状態になっています。しかし、このような状況を放置すると、相続人が亡くなって次の相続が発生すると、相続人の数が増えて一層分割協議がしにくくなるおそれがあります。また、相続発生から長期間経つことで、自分は亡くなった母の療養看護に尽くしてきたので他の相続人(兄弟姉妹)より多く遺産を分けてもらいたいと主張しても、時の経過によって療養看護していたことを証明する書類等がなくなったりしかねません。そこで、遺産分割に関する民法の規定が改正されて、相続開始(被相続人の死亡)時から10年を経過した後にする遺産分割は、具体的相続分(先ほどの例で、療養看護に尽くしたことを理由とする相続分の増加)の主張ができなくなって、法定相続分または指定相続分(亡くなった人が遺言によって遺産の分け方を指定した相続分)に従って画一的に分割することしかできなくなります。つまり、個々の相続人の事情(弟は父親に結婚費用を出してもらったから、その分だけ遺産の取り分は少なくすべきとか、自分(兄)は父親の事業を手伝って父の財産の増加に寄与したから、その分は多くもらう権利があるんだ等の言い分)を考慮した遺産分割はできなくなります。こうすることによって、遺産分割がされないまま長期間放置されることを解消しようとするものです。

この遺産分割の新たなルールは、令和5年4月1日に施行され、この日以降に発生した相続についてはもちろん適用されますが、それ以前に発生している相続にも適用されるので注意が必要です。具体的には、施行日の時点で、既に相続発生から10年が経過しているケースについては施行日から5年以内に、また、施行日から遡って5年以内に発生した相続については相続開始から10年以内に遺産分割ができなければ、いくら他の相続人よりも多く取得できる事実があっても、この期限が経過してしまえばそのような言い分は認められなくなります。自分は他の相続人よりも多くもらえるはずだ!と考えている人は注意しなければなりません。そのため、相続が発生した場合には、できるだけ早く遺産分割協議をすることが必要だということであり、それがこの改正法の狙いということになります。

3 以上、5回にわたって所有者不明土地解消のために大きく変わった不動産のルールについて紹介させていただきました。ここで説明したこと以外にも改正された点はありますので、詳しくは法務省のホームページ等をご覧ください。次回からは新しいテーマについてお話させていただきたいと思います。

## FOCUS おじさんビジネス用語

### ガッチャンコ

用例:「君のチームの会議も、僕のチームの今日の会議とガッチャンコでやっちゃおう」「あの企画書、前の書類とガッチャンコしてくれる?」

意味: 合わせて、まとめて、というような意味。ホチキスを留める擬音からきたともいわれる。

### 全員野球で

用例:「今回のプロジェクト、全員野球だ!」

意味: 一致団結して。全員が実力を出し切ってチームワークで課題や仕事に挑むこと。

### 一丁目一番地

用例:「今度の企画は、わが社の一丁目一番地だから全員、死ぬ気で取り組み」

意味: 最優先課題。

### なるはやで

用例:「急な顧客対応が入ってしまったから、申し訳ないけど明日の会議の資料、なるはやで作成お願いできないかな?」

意味: 「なるべく早く」の略語。



(広報IT委員 中川紀寛)

## 第16回 地域健康づくり指導者研修会報告

令和5年3月4日・5日、全鍼師会会館4階において「第16回地域健康づくり指導者研修会」が開催された。今回の研修会は1日目をZoom配信のみ、2日目を会場での対面による実技講習会のみといった形式をとった。

1日目は、「これからの地域包括ケア担当者の活動・どのように地域の医療介護を支えるべきか？」をテーマに全国各地域包括ケア担当者会議が行われ、各地域での実情や取組等が話し合われた。次に、講師に増田利隆氏(厚生労働省老健局老人保健課介護予防栄養調整官)による「介護保険最新情報・鍼灸マッサージ師が取り組むポイント」についてご講演いただき、高齢者を取り巻く状況や介護予防の現状と今後の方向性、新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応等について実例を交えて説明された。続いて狩野裕治氏(介護委員長)を座長に、増田利隆氏、長嶺芳文氏(副会長)、小川眞悟氏(学術委員長)の4人によるシンポジウム「鍼灸マッサージ師が地域の介護予防で協力出来ることは何か?」。はじめに小川氏からは、数多くの民間企業を含めた多職種連携が行われている川崎市の

事例、次に長嶺氏からは、地域健康づくり指導者研修会の今までの経緯や川口市での取り組みの具体

例が紹介された。増田氏からは、2名の発表に対し「それらの先駆的な取り組みを引き続き教えてほしい」とのコメントをいただいた。1日目の最後は、近年関心が高まっており、我々あはき師に参入の余地がある「健康経営」について橋本泰輔氏(経済産業省ヘルスケア産業課長(併)国際展開推進室長)をお招きしてご講演いただいた。

2日目は、はじめは小川氏による「おたっしゃ健診」、続いて朝日山一男氏(理事・スポーツ災害対策担当)による「ゼンシン体操・経絡ストレッチ・コグニサイズ」、最後に長嶺氏による「健康教室の実際」が行われた。参加者は多くはなかったが、二日間を通して充実した研修内容となり盛会裏に終了した。(介護委員 高野広行)



増田利隆氏



橋本泰輔氏

## 第28回日本災害医学会総会・学術集会 盛岡大会に参加して

3月9日から11日まで、盛岡市マリオスとアイーナにて日本災害医学会総会・学術集会が開催された。テーマは災害保健医療の過去・現在、そして未来“人材育成”～東日本大震災被災地からの発信～。

12年前の3.11東日本大震災発災時期に被災地岩手県での開催は感慨深いものがあった。本会からは朝日山一男先生、榎本恭子先生、古田高征先生、仲嶋の4名が参加。朝日山先生の「住民を対象にした平時の活動が防災減災受援力に役立つ」で地域行政を巻き込んだ活動が大変評価されたのが印象的であった。榎本先生は受援者の中の支援者の重要性を発表、古田先生は被災地での身体症状と抑うつ気分に対して指圧の有効性、仲嶋は支援者に対する鍼灸マッサージの有用性を発表した。会場からは被災地に向かうための費用弁済や被災地に行っている間の施術所はどうしているのかなど我々の生活に直結する質問が相次いだ。この問題は我々にとっても大きな問題であり現在個人個人の使命感、心意気で自腹を切って活動している状況である。鍼灸マッサー

ジ師業界として何か対策を取らなければこれから先、平時の活動しかり、いざ有事になり我々の力が必要となった時資金がないため動けないという最悪な状態になりかねないと感じた。

今回の学会は3.11東日本大震災の時期と重なり、その当時幼稚園児だった高校生がその当時のことを風化させないための活動発表や全国の医療系、工学系などの大学生の有志で構成される防災関連のサークルの発表等、これから未来を担っていく若い方々の防災意識の高さを感じながら聴講した。

来年は令和6年2月22日(木)～24日(土)京都市勧業館『みやこめっせ』で第29回日本災害医学会学術集会京都大会が開催される。鍼灸マッサージ体験ブースを出展し、鍼灸マッサージを実際体験してもらい我々の活動をアピールしたいと計画している。是非この機会に日本災害医学会に参加してみてもどうでしょうか?

(スポーツ・災害対策委員長 仲嶋隆史)

### Information インフォメーション

### 研修会・イベント開催予定

各地での研修会・イベント情報をお知らせいたします。多くの方のご参加をお待ちしています。詳細・申込については各師会事務所へお問い合わせ下さい。(変更・中止等がある場合もありますので必ず事前にご確認下さい)なお、全鍼師会HP: トップページ内「全鍼ニュース」もご参照下さい。

| 月日    | 師会名 | 時間            | 場所              | 内容                   | 一般参加 | 参加費 | 生涯研修単位 |
|-------|-----|---------------|-----------------|----------------------|------|-----|--------|
| 4月2日  | 石川  | 10時30分～12時30分 | 石川県立盲学校[ハイブリッド] | 加賀・三策塾               | 可    | 無料  | 2単位    |
| 4月9日  | 東京  | 9時～           | 足立江北橋緑地         | あだち五色桜マラソン・ケア活動      | 可    | 無料  | 5単位    |
| 4月29日 | 石川  | 8時～16時        | いしかわ四高記念公園      | 金沢ウォーク2023 歩行者ケアサポート | 不可   | 無料  | 5単位    |
| 5月7日  | 石川  | 10時30分～12時30分 | 石川県立盲学校[ハイブリッド] | 加賀・三策塾               | 可    | 無料  | 2単位    |

※研修単位は会員のみ

## 協同組合ニュース



お申込みに必要な金額は

協同組合へのお出資金(※) 10,000円

手数料(月額) 全鍼師会会員400円

年間保険料(右の表参照)

(※)すでにお出資金の方は必要ありません。協同組合を退会する際、お出資金は返金されます。但し、財務状況に応じた金額になるため元本が保証されるものではありません。

給付基礎日額 保険料(11か月分)

|         |         |
|---------|---------|
| ¥3,500  | ¥3,512  |
| ¥4,000  | ¥4,015  |
| ¥5,000  | ¥5,019  |
| ¥6,000  | ¥6,023  |
| ¥7,000  | ¥7,027  |
| ¥8,000  | ¥8,030  |
| ¥9,000  | ¥9,034  |
| ¥10,000 | ¥10,038 |
| ¥12,000 | ¥12,045 |
| ¥14,000 | ¥14,053 |
| ¥16,000 | ¥16,060 |
| ¥18,000 | ¥18,068 |
| ¥20,000 | ¥20,075 |
| ¥22,000 | ¥22,083 |
| ¥24,000 | ¥24,090 |
| ¥25,000 | ¥25,094 |

### 労災保険特別加入

「5月1日加入分」  
受付中です!

お申込み・お問い合わせは

日本鍼灸マッサージ協同組合  
ホームページ <https://www.jammk.net>  
E-mail [rosai@jamm.or.jp](mailto:rosai@jamm.or.jp)  
TEL 03-3358-6363



令和5年4月1日より、お問合せ及びお申し込み先がオタク事務所労働保険協会から、日本鍼灸マッサージ協同組合に変更になります。

編集後記

びわ湖毎日マラソンの伝統を受け継ぎ、市民マラソン大会「第1回びわ湖マラソン2023」が3月12日に開催され、約6,200名のランナーと3,000名のボランティアが参加しました。滋賀県鍼灸マッサージ師会からも33名のマッサージ師が救護所のトレーナーとして参加し、当日は3月とは思えないほど暑い日で救護所・救護バスなどに配置された当会のマッサージ師が、ランナーの負傷手当にあたりました。救護所にもよりますが、ほとんどの救護所が野戦病院のようだったようです。筋肉痛、関節炎、肉離れなどによる歩行困難ランナーに対して迅速に施術していききました。負傷ランナーが徐々に回復していく姿を見て、同じ救護所の看護師さんが「神の手だ」と絶賛してくれたのが印象的でした。この日まで、様々な準備に多くの時間を割いた関係者には敬意を表し、我々に感動を与えてくれた参加ランナーにはあらためて精一杯の拍手を送るとともに、マラソン大会ボランティアの中心的役割を担えるよう邁進したいと思います。(広報IT委員 中川紀寛)

● 発行者 公益社団法人全日本鍼灸マッサージ師会

〒東京都新宿区四谷3-12-17  
FAX 03-3359-1260  
TEL 03-3359-2024  
03-3359-2439

## 全鍼師会 110番補償制度 好評発売中！

この制度は会員の先生方が、安心して日常の業務に専念いただけるよう、不慮の施術事故をはじめ院内施設の不備や日常生活の事故により損害賠償責任を負った時に、その損害をお支払いするものです。  
※会員以外の方は加入できません。(更新日6月1日)

| セ ッ ト ( 型 ) 名 |            |     | 新 D X 型 | 新 O 型   |         |
|---------------|------------|-----|---------|---------|---------|
| 年間保険料 + 制度運営費 |            |     | 10,000円 | 8,760円  |         |
| 支払限度額         | 業務に基づく事故   | 対人  | 1事故     | 2億円     | 1億円     |
|               |            | 対人  | 1年間     | 6億円     | 3億円     |
|               | 業務施設に基づく事故 | 対人  | 1名      | 1億円     | 5,000万円 |
|               |            | 対物  | 1事故     | 2億円     | 1億円     |
|               | 被害者治療費等    | 対人  | 1名・1事故  | 通院 3 万円 |         |
| 日常生活に基づく事故    | 対人・対物      | 1事故 | 3,000万円 | 3,000万円 |         |

■お問合せ  
日本鍼灸マッサージ協同組合  
TEL (03) 3358-6363

■元受保険会社  
三井住友海上火災保険株式会社

# 伝統と信頼の90年

大高酵素の植物エキス醗酵飲料

## スーパーオタカ

体内環境のバランスを整える



●お問合せ  
日本鍼灸マッサージ協同組合 TEL.03-3358-6363

● 購読料 年三、六〇〇円  
● 定価 三〇〇円

発行所 〒160-0004 東京都新宿区四谷 3-12-17 全鍼師会会館内  
公益社団法人 全日本鍼灸マッサージ師会  
TEL.03-3359-6049 FAX.03-3359-2023

全鍼師会 [ホームページURL https://www.zensin.or.jp](https://www.zensin.or.jp) E-mail [zensin@zensin.or.jp](mailto:zensin@zensin.or.jp) 協同組合 [ホームページURL https://www.jammk.net/](https://www.jammk.net/) E-mail [jamm@jamm.or.jp](mailto:jamm@jamm.or.jp)

名称 鍼灸マッサージ情報誌 月刊東洋療法  
代表者 伊藤 久夫  
郵便振替 00160-8-31031  
銀行口座 りそな銀行 新宿支店 普通口座 1717115  
名義/公益社団法人 全日本鍼灸マッサージ師会

発行人 伊藤 久夫  
編集人/広報IT委員長 廣野 敏明  
購読料 年3,600円 円共

□座名のフリガナは「シヤ)ゼンニホンシンキユウマッサージシカイ」となります